



介護認定調査員を 募集します。



長く働きたい方歓迎。未経験者も丁寧に指導します。

募集要項

- 募集人数 1名程度
- 任 期 令和6年4月1日～令和7年3月31日
(人事評価の結果が良好な場合、翌年度も引き続き任用される場合があります。)
- 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日休み)
- 勤務場所 鳥羽志勢広域連合(志摩市磯部町迫間22番地)
- 調査場所 鳥羽市、志摩市ほか近隣市町
- 任用区分 フルタイム会計年度任用職員
- 給 料 月額177,600円より

その他詳細については、鳥羽志勢広域連合会計年度任用職員募集要項をご覧ください。



介護認定調査員とは、介護保険サービス利用のために、介護認定申請をした高齢者の自宅等を訪問し、介護認定を行うために日常生活動作等を調査するお仕事です。

介護認定調査について

- ・介護保険の介護サービスを利用するには、要介護の認定を受ける必要があります。その認定にあたり、本人の状況の確認や聞き取りを行うのが認定調査です。
- ・認定調査は自宅や病院・施設等で、ご本人と日頃の様子を知る家族等が同席して介護の手間がどれくらいかかっているかについて概況調査と基本調査を行います。



介護認定調査員の仕事について

- ・介護保険の介護認定 | 次判定の際に必要な情報を集めるために調査を行います。対象者の自宅や病院・施設等を訪問し、ご本人と日頃の様子を知る家族等が同席して、動作確認や聞き取り調査を行い、調査票を作成します。

①訪問調査

対象者の自宅や病院・施設等でご本人や家族に概況調査と基本調査を行います。概況調査では、生活環境や家族状況、既往歴、現在受けている介護サービスの状況などについてお聞きします。

基本調査は、「四肢の麻痺や関節の動き」、「寝返りや起き上がり」、「衣服の着脱」、「名前や生年月日」、「作り話やひどい物忘れ」など、74 項目の調査を行います。

聞き取りのほか、身体機能や起居動作など、実際に動作を見せていただく調査も行います。

＊調査前の準備もあります。

調査場所の確認（地図の準備）、調査に必要な携行品の準備

調査当日の電話連絡（対象者の体調確認など）

②要介護認定調査票の作成及び確認作業

訪問調査の内容を基に認定調査票を作成します。

基本調査については、詳細な基準が定められているため、それに基づき選択肢の選択を行います。また、特記事項として各項目の選択肢の選択理由や頻度、介護の手間について補足事項の記載を行います。

作成した認定調査票について、記入漏れや誤字脱字がないかなど確認作業を行い提出します。



介護認定調査員に必要なこと

介護度は介護認定審査会で決定されます。そのため、調査員が対象者の状況を適切に伝えることが重要になります。

対象者や介護している家族等から日頃の状況を聞き出すこと、どれだけ介護の手間がかかっているかわかりやすく調査票に記し、審査会に伝えることが求められます。

また、当たり前のことですが調査で知り得た情報は口外しないなども調査員に必要とされる資質です。



研修について

介護保険法の規定に基づき、認定調査を行うためには資格が必要です。

そのため、採用後に認定調査員研修を受講していただきます。

研修後、一定期間は他の調査員に同行して認定調査を学んでいただき、その後は他の調査員に同行してもらい調査の実施研修を行います。

また、介護職の経験のない方については、別途研修も予定しています。

